

(別紙)

「第4期京丹後市障害福祉計画(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
市民の意見募集について	広報きょうたんごお知らせ版に載せるのが遅すぎる。2月10日号で意見提出期限が2月18日(水)必着であることを知りましたが、1週間程度しかなく、これでチェックが出来るのでしょうか。出来る程度のチェックなら適当(いい加減な)で終わると思われませう。もっと、余裕を持って、チェック期間を設けて下さい。	今回の計画案の意見募集については、1月28日～2月18日の2日間実施してありました。審議会での承認後、意見募集期間の日程調整に時間を要し、月2回発行の市広報誌「お知らせ版」への掲載が遅れました。お知らせ版のほかに、市ホームページ、市フェイスブック、FMたんご等を利用した広報を実施していましたが、今回全戸の方への広報が遅れましたことは、今後の課題として改善していきます。
第1章(2頁) サービス体系図について	サービス体系の図がぼやけていて、全くダメです。はっきり見えるようにして下さい。	印刷の際には、明確になるよう改善致します。
第3章(12頁) 平成29年度に向けた目標指標の設定 入所施設の入所者の地域生活の移行について	目標数値について、国の方針に基づき、12%、4%という数字にこだわったものであると言わざるを得ない。もっと、積極的な数値目標であってほしい。	市内の入所施設は1箇所であり、重度の方やその他のご事情で他市の入所施設に入所されている方があります。地域生活への移行方針が国から出されていますが、重度の方やお一人暮らしの方で常時介護が必要な方等は施設での生活を必要とされているのも現状です。 在宅でサービスを受けられるよう、またグループホームで暮らせるよう関係法人と連携、検討を進めながら環境整備の取組みを進めていきます。 地域生活への移行について第3期の国の指針は、30%以上の地域生活への移行目標が示されていたところですが、市としては12.2%の15人を目標として取り組み、平成25年度までで7.3%の9人とどまっている状況であります。第4期については、市内の施設の状況、地域でのグループホームの建設予定状況を勘案し積極的な数値として、国の示す目標値も考慮した目標を設定しています。
第3章(13頁) 平成29年度に向けた目標指標の設定 福祉施設から一般就労への移行について	平25年度の実績を勘案しての設定だと思われるが、4人という目標は評価できるのではないかと思われる。	第3期の目標設定及び第3期の実績状況を踏まえ、目標設定しております。

項目	意見要旨	考え方
<p>第4章(15頁) 1訪問系サービス 見込量と今後の方向性</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護など訪問系サービスの第2期・3期の実績について</p>	<p>訪問系サービス「第2期・3期サービスの見込量と実績」の表中、平成26年度実績(時間/月)の計算間違い有り。「2,075」ではなく、「2,076」である。</p>	<p>ご指摘のとおりです。別の表で計算しておりました資料からの転記誤りであり、訂正致します。</p>
<p>第4章(17頁) 2日中系サービス 見込量と今後の方向性</p> <p>生活介護 第4期のサービス見込量について</p>	<p>生活介護「第4期サービス見込量」の平成27年度を285人分とした根拠は何か。 また、平成28年度は299人分であれば、5,980人日分のはずではないか。</p>	<p>生活介護のサービスにつきましては、年々増加傾向にあり、過去の伸び率を踏まえ、第4期の(利用者)月人数については、年1.05%伸び率で推移すると見込んでおります。 また、平成28年度利用者の月の人日分ですが、ご指摘のとおりです。別の表で計算しておりました資料からの転記誤りであり、訂正致します。</p>
<p>第4章(20~22頁) 2日中系サービス 見込量と今後の方向性</p> <p>就労移行支援から 就労継続支援B型</p> <p>第4期のサービス見込量について</p>	<p>就労支援については、最終的には各人が自立して(周囲の協力は欠かせないが)いかれることがもとめられるわけです。 障害の有無にかかわらず、毎日が充実した生活を送られるような施策が望まれます。</p>	<p>25頁の見込量確保の方策の記述とおり、就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、今後も利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。市内サービス提供事業所のみでは見込量の確保が困難になることが予想されます。そのため、近隣自治体等と連携し、サービス調整を図ります。 また、本計画の見直しにあたり、「計画の視点」については、次の視点を追加しております。</p> <p>「(3)障害者の能力への気づきと創造の促進 人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害者に創造の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋がるとともに、障害のある方もない方も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。」 この視点が、障害のある方の就労支援、地域での活動をはじめ充実した生活へつなげる施策の礎となるよう進めていきます。</p>

項目	意見要旨	考え方
第5章(49頁～)障害のある児童への支援の推進について	理想を言えば、障がい者とは言え、普通の人間なのですから、一つの個性ととらえ、普通学校で、みんなと席を同じうして学べるようになればいいと思います。	本計画は、サービス事業の見込量とその確保に向けての方策の計画であり、ご意見の内容につきましては、障害者福祉全般に係る「第2次障害者計画」にあたります。次期「障害者計画」の見直しの際には、計画の基本理念をはじめ、理解、広報啓発、生活支援、療育・教育、雇用・就労、生活環境、社会参加等様々な分野について見直しを図ります。
第6章(54頁)計画の推進体制の構築について	障がい者が多様化していく昨今、地域社会の理解と保健・医療を含めた総合医療体制が求められています。国も押し進めていく方向性を示していますが、自治体も歩みを同じうして頂きたい。	障害のある人のニーズが多様化し、障害のある方への対応も障害特性に応じた対応には、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、市においては、関係各機関等と連携を強化するとともに、国の動向も注視しながらサービス提供を進めていきます。